

議案甲第4号

多久市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

多久市特定個人情報保護条例（平成27年多久市条例第18号）の一部を次のように改正する

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第30条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第5号

多久市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者（市内に住所を有するものに限る。）及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市において事業活動を行っている者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、犯罪被害者等を支援する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携を図りながら協力しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第5条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第6条 市は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次項に規定する犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

2 犯罪被害者等見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

(居住の安定)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合は、居住の安定を図るため、一時的な住居の確保等に必要な情報提供を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により日常生活を営むことが困難となった場合は、情報及び福祉サービスの提供等を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、犯罪被害者等に対する支援において、民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言等必要な支援を行うことができる。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合等で犯罪被害者等の支援

を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等の支援について定めるため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第6号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多久市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第2項中「当該子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託される児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第8条の4第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「第8条の4第2項」を「第8条の4第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第2条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第7号

多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 多久市職員の育児休業等に関する条例(平成4年多久市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「当該子が1歳6箇月に達する日」を「当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したこと

により、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間休暇条例第15

条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「当該非常勤職員が育児時間を承認されている」を「当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「2時間から当該育児時間を承認されている時間」を「2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第2条 多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 8 号

多久市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

多久市特別職報酬等審議会条例（昭和 3 9 年多久市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の給料の額について多久市特別職報酬等審議会での審議の対象とするため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第9号

多久市税条例等の一部を改正する条例

(多久市税条例の一部改正)

第1条 多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 多久市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって、軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行を

いう。次項において同じ。) 以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 4 4 4 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 8 1 条の次に次の 8 条を加える。

（日本赤十字社が取得する 3 輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税の範囲）

第 8 1 条の 2 日本赤十字社が取得する 3 輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの又は血液事業の用に供するものに対しては、環境性能割を課さない。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）

第 8 1 条の 2 の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの又は血液事業の用に供するものに対しては、種別割を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第 8 1 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 1 5 条の 1 0 に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第 8 1 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 4 5 1 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1 0 0 分の 1

(2) 法第 4 5 1 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の

規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽

自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) その他のもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2

項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第238号)」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(多久市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 多久市税条例の一部を改正する条例(平成26年多久市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「多久市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 8 2 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 8 2 条第 2 号ア(ウ) b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 8 2 条	多久市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年多久市条例第 6 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 8 2 条第 2 号ア(ウ) a
	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により

		読み替えて適用される 第 8 2 条第 2 号ア(ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

(多久市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 多久市税条例等の一部を改正する条例(平成 2 8 年多久市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「平成 2 9 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に改める。

(多久市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 多久市税条例の一部を改正する条例(平成 2 8 年多久市条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条各号列記以外の部分の改正規定中「「第 6 7 条」の次に「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を加え、」を削り、同条第 2 号及び第 3 号の改正規定中「、「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改め」を削る。

附則第 1 条を次のように改める。

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 条の改正規定及び次条第 2 項の規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び

第3条の規定並びに附則第2条及び第4条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の多久市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の多久市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴

い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第10号

多久市母子健康センター設置条例の一部を改正する条例

多久市母子健康センター設置条例（昭和59年多久市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子健康」を「保健」に改める。

第1条中「母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに母性及び乳幼児の保健指導」を「健康づくり対策を推進し、市民の健康の保持増進」に、「母子健康センター（以下「健康センター」を「保健センター（以下「保健センター」に改める。

第2条の表以外の部分中「健康」を「保健」に改め、同条の表名称の欄中「母子健康」を「保健」に改める。

第3条中「健康」を「保健」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市母子健康センターを、地域保健法に基づく保健センターとするため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第11号

多久市地域環境保全条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むため生活環境及び自然環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境を保全することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全 市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできるような生活環境及び自然環境の保全（公害防止を含む。）をいう。
- (2) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。
- (3) 土地開発 土地の区画形質の変更をいう。
- (4) 開発区域 1,000平方メートル以上の土地開発を行う区域（当該区域が近接地において一体的と認められる場合は、その区域を合算した面積が1,000平方メートル以上の場合を含む。）をいう。
- (5) 市民等 市内に居住する者、市内に事務所又は事業所を有する者をいう。
- (6) 事業者 事業経営の主体又は代表者であり、法人、個人を問わず事業を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、環境保全のため、公害及び災害の防止等、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境保全に努めるとともに、市が策定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの責任において、事業活動の実施にあたって環境保全に必要な措置を講ずるとともに、市が策定する施策に協力しなければならない。

(土地開発に伴う届出等)

第6条 多久市内において、開発区域で事業を行おうとする者は、規則に定める日までに、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 開発区域の所在地、面積及び事業内容
- (3) 開発区域での工事等に係る設計又は施工方法
- (4) 当該開発により予想される公害又は災害の防止計画
- (5) 第7条の規定による近接関係者等への説明等に係る報告書
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、市長が定める基準（以下「基準」という。）により、生活環境及び自然環境の保全等のために必要な措置を行うよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の届出を受けた場合に必要と認めるときは、当該事業者と土地開発協定を締結するものとする。

4 事業者は、工事完了後は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、工事完了後、市の管理に属するものとなる施設については、あらかじめ、市長の完了検査を受けなければならない。

5 事業者は、第1項に規定する届出に係る事項を変更しようとするときは、規則に定める日までに市長にその旨を届け出なければならない。

6 事業者は、第3項に規定する土地開発協定書を変更しようとするときは、事前に市長に協議しなければならない。

(近接関係者等への説明等)

第7条 事業者は、前条第1項及び第5項の規定による届出を行う前に、近接関係者等に対して、同条第1項第1号から第4号に掲げる事項を周知し、事業の施行等について同意を得るよう努めなければならない。

(適用除外)

第8条 国若しくは地方公共団体が行う土地開発、法令に定めがある土地開発又は災害その他非常の場合に必要な土地開発については、第6条の規定を適用しない。

(開発区域内の維持管理)

第9条 事業者及び土地所有者は、開発区域内の土地の雑草の刈り取りを随時行うほか、ごみ等の投棄を防止する措置を講ずる等環境保全に努めなければならない。

(公害防止施設の整備及び維持管理)

第10条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん、廃棄物等による大気汚染、土壌汚染、河川等公共用水域の水質汚濁、騒音、悪臭、振動、地盤沈下等の公害を発生させないよう適切な防止施設及び処理施設を整備し、適正な環境の維持に努めなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において開発区域及び当該事業の用に供する施設に職員を立ち入らせ、状況及び関係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第12条 市長は、この条例の施行に関し必要と認めるときは、当該関係者に対し、必要な措置等について助言又は指導をすることができる。

2 前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、適切な措置等が行われない場合は、必要な措置等について勧告をすることができる。

3 前2項の助言、指導又は勧告にあたり必要な場合は、他の行政機関を通じ、適切な措置を講ずることができる。

(命令)

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- (1) 第6条第1項及び第5項に規定する届出を行うよう求める旨の勧告に従わず、届出を行わない場合
- (2) 第6条第2項に規定する基準による工事を施工するよう求める旨の勧告に従わず、周辺環境に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
- (3) 生活環境及び自然環境に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合
(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、事業者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である開発区域の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行われる土地開発について適用する。

上記の議案を提出する。

平成29年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

環境保全のために、土地開発に伴う届出等を定めるため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第 1 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1 3 7	西古賀山 6 号線	東多久町大字別府 3347 番 3 地先
		東多久町大字別府 3345 番 31 地先

上記の議案を提出する。

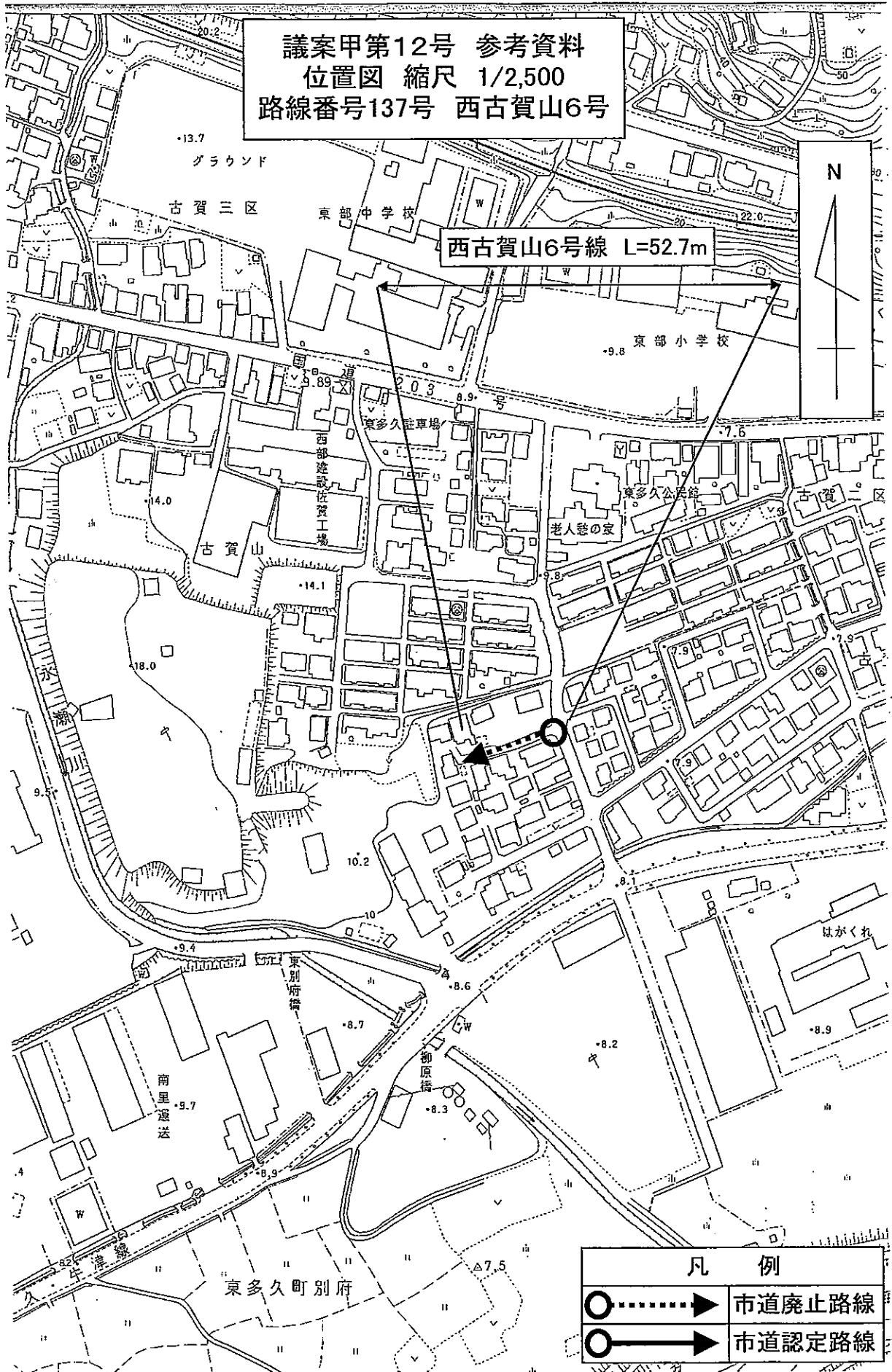
平成 2 9 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、廃止する必要があるため。

議案甲第12号 参考資料
 位置図 縮尺 1/2,500
 路線番号137号 西古賀山6号



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案甲第 13 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
137	西古賀山 6 号線	東多久町大字別府 3347 番 3 地先
		東多久町大字別府 3345 番 30 地先
1024	立山 4 号線	北多久町大字小侍 4644 番 31 地先
		北多久町大字小侍 4817 番 1 地先

上記の議案を提出する。

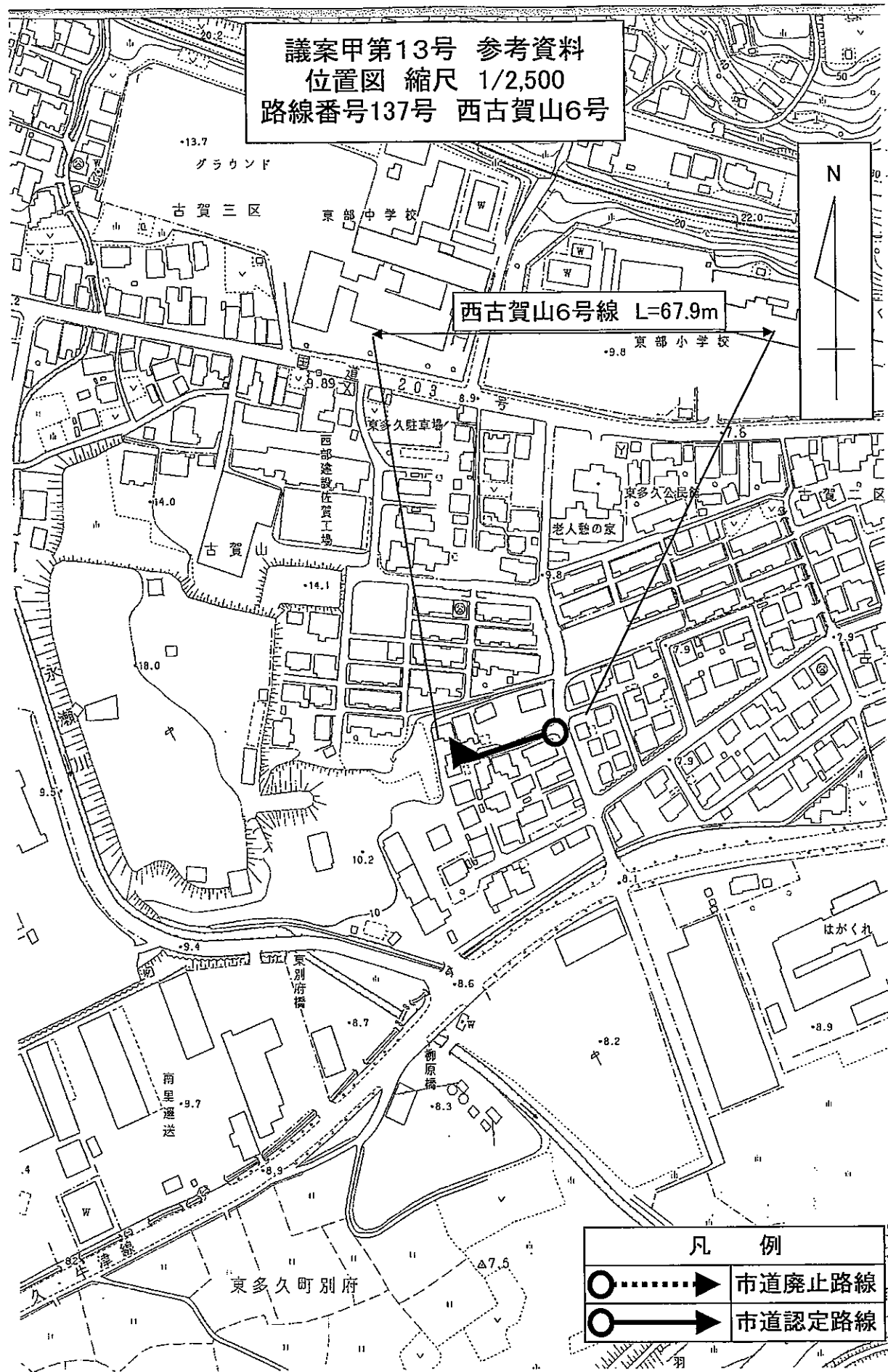
平成 29 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

市道路線の見直しにより、2 路線を認定する必要があるため。

議案甲第13号 参考資料
 位置図 縮尺 1/2,500
 路線番号137号 西古賀山6号



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案甲第13号 参考資料
 位置図 縮尺 1/2,500
 路線番号1024号 立山4号線

